文化財保護法による文化財保護の体系

文化財の種類 | *重要なもの* | *特に価値の高いもの*

- 文化財
  - 有形文化財
    - （指定）→ 重要文化財 →（指定）→ 国　宝
      - 【建造物】
      - 【美術工芸品】　絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等
      - ※　重要なものを重要文化財に、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定
    - （登録）→ 登録有形文化財
      - ※　保存と活用が特に必要なものを登録
  - 無形文化財
    - （指定）→ 重要無形文化財
      - 【演劇・音楽・工芸技術等】
      - ※　重要なものを重要無形文化財に指定
    - （登録）→ 登録無形文化財
      - ※　保存と活用が特に必要なものを登録
    - （選択）→ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
      - ※　特に必要のあるもの
  - 民俗文化財
    - （指定）→ 重要無形民俗文化財
      - ※　特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定
    - （指定）→ 重要有形民俗文化財
      - ※　特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定
    - 【無形の民俗文化財】
      衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術
      【有形の民俗文化財】
      無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等
    - （登録）→ 登録有形民俗文化財
      - ※　保存と活用が特に必要なものを登録
    - （登録）→ 登録無形民俗文化財
      - ※　保存と活用が特に必要なものを登録
    - （選択）→ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
      - ※　特に必要のあるもの
  - 記　念　物
    - （指定）→ 史　　跡 →（指定）→ 特別史跡
      - ※　重要なものを史跡に、特に重要なものを特別史跡に指定
    - （指定）→ 名　　勝 →（指定）→ 特別名勝
      - ※　重要なものを名勝に、特に重要なものを特別名勝に指定
    - （指定）→ 天然記念物 →（指定）→ 特別天然記念物
      - ※　重要なものを天然記念物に、特に重要なものを特別天然記念物に指定
    - （登録）→ 登録記念物
      - ※　保存と活用が特に必要なものを登録
    - 【遺跡】
      貝塚・古墳・都城跡・旧宅等
      【名勝地】
      庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等
      【動物・植物・地質鉱物】
  - 文化的景観
    - 都道府県又は市町村の申出に基づき選定 → 重要文化的景観
      - ※　特に重要なものを重要文化的景観として選定
    - 【地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地】
      棚田・里山・用水路等
  - 伝統的建造物群
    - 市町村が条例により決定 → 伝統的建造物群保存地区 → 市町村の申出に基づき選定 → 重要伝統的建造物群保存地区
      - ※　我が国にとって価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定
      - 【周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群】
      - 宿場町・城下町・農漁村等
  - 埋蔵文化財
  - 文化財の保存技術
    - （選定）→ 選定保存技術
      - ※　保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定
      - 【文化財の保存に必要な材料製作、修理、修復の技術等】